諮問庁:法務大臣

諮問日:平成30年3月22日(平成30年(行情)諮問第154号)

答申日:平成30年6月27日(平成30年度(行情)答申第137号)

事件名:特定文書番号の行政文書不開示決定通知書等に係る決裁文書の一部開

示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4(以下,順に「文書1」ないし「文書4」といい,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、法務大臣(以下「法務大臣」、「処分 庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成29年12月13日付け法務 省矯総第3135号による一部開示決定(以下「原処分」という。)につ いて、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の申立てに係る原処分は、次のとおり違法不当である。

- (1)審査請求人が行った、行政文書開示請求は、正当な請求である。
- (2) 職員の氏名又は印影を不開示とした件

平成29年12月13日付け法務省矯総第3135号「行政文書開示決定通知書」(以下「本件開示決定通知書」という。)の記の2の(2)は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること等を理由として、矯正局(法務省矯正局を指す。以下同じ。)で勤務する職員の氏名又は印影の記録を、その全員を対象として、一律に不開示と決定している。

しかし、その記の2の(2)で処分庁が主張する理由は、法5条6号 各号及び同条4号のいずれにも具体的かつ実質的に該当していない。こ のため、その不開示決定は、違法かつ不当である。

また、その記の2の(2)で処分庁が主張する理由は、こじつけ・杞憂であって、そもそも矯正局の文書に記録されている氏名又は印影を公にすることにより、刑事施設に拘禁されている被収容者から不当な圧力等を加えられるはずもなく、すなわち、両者の間に因果関係がなく、仮

にそれがあるとしても、刑事施設の現場で被収容者の処遇に当たっている刑務官等のそれと比較すると、量的に微々たるものでしかなく、取るに足りないものであるから、考慮する必要がない。このため、その不開示決定は、違法かつ不当である。蛇足であるが、刑事施設では、手紙・ノートの検査、面会の立会いなどを行っているところであって、仮に、不当な圧力とやらのおそれがあったときは、現場施設から報告を受けて、矯正局はその動きを事前に知ることができ、その対応策を講じ得るところのものである。

加えて、その氏名又は印影が記録されている行政文書は、特定の被収容者に関するものではなく、しかも、そもそも被収容者処遇とは無関係のものであるから、被収容者から不当な圧力等を加えられるおそれが全くないところのものである。このため、その不開示決定は、違法かつ不当である。

ところで、次に掲げる方々は、①開示されても仕方のない立場にいることから、また、②その後、刑事施設で勤務しておらず、あるいは、③刑事施設の戒護区域内で、再度、勤務することが考えられないので被収容者から不当な圧力等を加えられることがあり得ないため、不開示とすることはできない。加えて、不開示は、必要最小限に止めるべきである。以上のことから、一律に、しかも、該当者全員を不開示とした決定は、違法かつ不当である。

①新聞,雑誌,職員録等において,異動,勤務状況等が公表されている人。

なお、少なくとも、係長相当職以上は、無条件に開示すべきである。 また、法務大臣が開示する以上は、法務省内の検察庁職員等の開示・不 開示の基準を統一した上で、その決定をすべきである。

- ②・③矯正局から刑事施設へ転勤する可能性のない、又は刑事施設へ転勤しても被収容者処遇に関与しないと考えられる次の方々。
- ア 平成29年12月13日現在において、既に死亡し、又は退職されている人。
- イ 来春(平成30年3月又は4月)において退職が予定されている人。
- ウ 既に、少年院・少年鑑別所又は矯正施設以外の機関へ転出した人。
- エ 矯正施設以外の機関から出向して来ている人。
- (3)正当な理由がないのに部分不開示とした件

本件開示決定通知書の記の2の(3)は、その記の1の(1)の行政 文書(「平成27年5月13日付け法務省矯総第1602号「行政文書 不開示決定通知書」(以下、第2において「本件不開示決定通知書」と いう。)の決裁文書」)のうち、2か所を部分的に不開示としているが、 その記の2の(3)に記述されている不開示理由は本件開示請求とは全 く関係がなく、悪意のある言い掛かりであって、法 5 条の規定する不開示情報は記録されておらず、法の規定する行政文書の開示義務に違反していることが明白であるので、その 2 か所の不開示決定は違法かつ不当である。

そもそも、本件不開示決定通知書は「・・・作成又は保有しておらず、存在しない・・・」ことを理由として、すなわち、行政文書の不存在を理由として、不開示決定がなされたものである。したがって、存在しないはずの行政文書に、逃走者の事柄とか、逃走時の具体的な状況が、それぞれ記録されているはずがない。

このため、その2か所の不開示決定は、違法かつ不当である。

- (4) 処分庁は、何かを隠したいようであるが、不開示の理由がないから、 秘匿することは許されない。該当の行政文書を、完全な形で、全て開示 するべきである。
- (5)以上のことから、上記(2)及び(3)の不開示決定を取り消した上、 審査請求人に対して、早期に開示するべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した内容について、処分庁が、法9条1項の規定に基づき、本件開示決定通知書により、文書1ないし文書4の一部開示決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、文書1ないし文書4に係る「矯正局に勤務する職員の氏名又は印影」及び文書1に係る「逃走した未決被留置者の氏名、国籍、住所、生年月日、罪名、キャッシュカードの口座番号、逃走事案発生日時等」、「未決被留置者が特定警察署から逃走した際の具体的な状況等」の一部を不開示としたことについて、不開示理由がなく、不当であると主張し、上記の決定の取消しを求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。
- 2 各不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 「矯正局に勤務する職員の氏名又は印影」について
 - ア 矯正施設に勤務する職員の氏名等が不開示情報に該当すること 矯正施設においては、刑事施設被収容者が、収容中の処遇等に対 する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほ のめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執よう に要求するような事案が多々見受けられ、また、少年施設では、少 年院出院後に更生して社会生活を送る少年に関し、当該少年が入院 前に所属していた集団の関係者で、当該少年と再び交流を持とうと する者や、当該少年と敵対関係にあり、報復を企てようとする者が、 少年院に対し、当該少年の居所等を教えるよう脅迫めいた電話をか けてきたり、少年院の周辺に集合し大声を発するなどといった事案

が少なからず見受けられるところである。

矯正施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇や被収容少年に対する教育、施設の適正な管理運営上の観点から不可欠であるところ、職員の氏名を開示した場合、上記のような不当な要求や攻撃、暴力等が特定の職員に対してなされることも十分に考えられる。そして、こうしたことを懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、矯正施設に勤務する職員の氏名は、法5条6号に該当し、また、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれが否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあることから、同条4号にも該当する。

また、特に少年施設において、仮に、上記のような要求に屈し、職員が、少年の出院後の居所等を明らかにするような事態に至れば、当該少年の改善更生が著しく妨げられ、少年の健全育成という目的の一翼を担う少年院の使命が果たされなくなるため、こうした点でも、少年院の職員の氏名は、法5条6号の不開示情報に該当する。

イ 「矯正局に勤務する職員の氏名又は印影」も不開示情報に該当する こと

文書1ないし文書4において一部不開示とされているのは、矯正局に勤務する職員の氏名及び印影であるところ、矯正局に勤務する職員は、定期的に矯正施設に異動して勤務することが想定されること、 矯正施設の被収容者からなされる不服申立て等について、 その当否を検討しているところ、 当該検討結果が被収容者にとって必ずしも望ましいものとはならない事案が多々あるのが現状であること、 さらに、 元被収容者を名乗る者を始めとする様々な者からの苦情処理を頻繁に行っていること等を踏まえると、 矯正局に勤務する職員についても、上記アで述べたのと同様の事情が存することは明らかである。

そして、不開示とされた氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」 (以下「職員録」という。)に掲載されていない者に係るものであることから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは前述のとおりである。そして、この結果として、矯正施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあり、また、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号に規定する不開示情報に該当し、不開示とすることが相当である。 (2)文書1に係る「逃走した未決被留置者の氏名,国籍,住所,生年月日, 罪名,キャッシュカードの口座番号,逃走事案発生日時等」について

文書1における「逃走した未決被留置者の氏名,国籍,住所,生年月日,罪名,キャッシュカードの口座番号,逃走事案発生日時等」の各記載は,一体として特定の個人を識別することができる情報であり,いずれも法5条1号本文前段に該当するものと認められる。

また、これらの不開示部分の法 5 条 1 号ただし書該当性を検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口に該当する事情は認められない上、公務員等が行政機関等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではないことから、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、これらの不開示部分は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し、法 6 条 2 項に基づく部分開示をすることもできない。

以上のことから、これらの不開示部分については、不開示とすることが相当である。

(3)文書1に係る「未決被留置者が特定警察署から逃走した際の具体的な 状況等」について

未決被留置者が特定警察署から逃走した際の具体的な状況が不開示とされているところ、これが公にされることにより、警備体制の裏をかいた逃走行為等を企図し又は発生させることが容易となるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 4 号に該当するほか、上記のような逃走行為等の発生を防止するため、特定警察署における施設整備や職員体制の変更・拡充を余儀なくされるなど、未決被留置者等の収容を確保するという警察署における事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、同条 6 号に該当するため、不開示とすることが相当である。

3 以上のとおり、審査請求人が不開示情報に該当しないとして開示を求める各不開示部分については、いずれも法5条に規定する不開示情報に該当すると認められることから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年3月22日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月9日 審議

④ 同年6月4日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書4である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、上記の不開示部分のうち、「矯正局に勤務する職員の氏名及び印影」、「逃走した未決被留置者氏名、国籍、住所、生年月日、罪名、キャッシュカードの口座番号、逃走事案発生日時等」及び「未決被留置者が特定警察署から逃走した際の具体的な状況等」の部分(以下、併せて「本件不開示部分」という。)の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件 対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性につい て検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 矯正局に勤務する職員の氏名及び印影について

ア 標記の不開示部分は、決裁文書である文書1ないし文書4の各「起案者」欄に記載されている矯正局職員の氏名並びに各「決裁・供覧・報告欄」欄に記載されている矯正局職員のうちの一部の職員の氏名及び印影(職員の姓)であると認められる。

イ 検討

矯正局が行っている業務内容(不服申立て処理)や,矯正局職員において,矯正施設の被収容者からなされる不服申立て等の当否を検討した結果が,被収容者にとって必ずしも望ましいものとはならない事案が多々あるといった現状(この点に関する上記第3の2(1)イの諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。)などを踏まえて検討すると,矯正局職員の氏名を公にした場合,当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなり,ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。また,当審査会事務局職員をして職員録(文書1ないし文書4の各文書が作成された時点においてそれぞれ発刊されていた最新の職員録)を確認させたところ,氏名又は印影を不開示とされた職員の氏名は,いずれも職員録に掲載されていないと認められる。

そうすると、標記の不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 「逃走した未決被留置者氏名、国籍、住所、生年月日、罪名、キャッシュカードの口座番号、逃走事案発生日時等」について 標記の不開示部分は、文書1に含まれている「代用監獄から逃走した 身柄の遺留金及び遺留物の処理について」と題する書面(別添書面を含む。以下同じ。)のうち、代用監獄(同書面作成当時の呼称)から未決被留置者が逃走した事案についての逃走した者(被疑者)の氏名、国籍、住所、生年月日、罪名、逃走事案発生日時、逃走事案発生場所、逃走事案に関係する警察署の名称等、家族の所在等の問い合わせ先、当該未決被留置者の遺留物である「キャッシュカード」の名義と口座番号及び地下鉄回数券の有効期限が記載された部分であると認められる。

文書1に含まれている「代用監獄から逃走した身柄の遺留金及び遺留物の処理について」と題する書面には、個人の氏名(逃走した未決被留置者の氏名)等が記載されていることから、当該書面全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、法 5 条 1 号ただし書イ該当性について検討すると、当該事案が法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するということはできず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示について検討すると、未決被留置者の氏名、国籍、住所、生年月日、罪名、逃走事案発生日時、逃走事案発生場所、逃走事案に関係する警察署の名称等及び「キャッシュカード」の名義と口座番号は、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから、同項による部分開示の余地はない。また、その余の部分についてみても、家族の所在等の問い合わせ先は、当該未決被留置者個人の国籍を推測する手掛かりとなり得る情報であると認められる。さらに、地下鉄回数券の有効期限は、その期限の日付から、おおよその逃走事案発生日を推測できる情報であると認められ、関係者等一定範囲の者には、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、これらを公にすると、当該個人の知られたくない過去に犯した犯罪等の機微な情報が第三者に知られることになり、当該個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、同項による部分開示をすることはできない。

したがって、標記の不開示部分は、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 「未決被留置者が特定警察署から逃走した際の具体的な状況等」について

標記の不開示部分は、文書1に含まれている「代用監獄から逃走した 身柄の遺留金及び遺留物の処理について」と題する書面に添付された照 会文書中の「4 逃走時の状況」の項の一部で、未決被留置者が特定警 察署から逃走した際の具体的な状況が記載された部分であると認められることから、これを公にすると、未決被留置者等が、警備体制の裏をかいた逃走行為等を企図し又は発生させることが容易となる旨の諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、標記の不開示部分は、これを公にすると、犯罪の予防、 鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが あると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる から、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不 開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、4 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条 1 号及び 4 号に該当すると認められるので、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙(本件対象文書)

- 文書1 平成27年5月13日付け法務省矯総第1602号「行政文書不開 示決定通知書」の決裁文書
- 文書2 平成27年6月12日付け法務省矯総第2052号「行政文書不開 示決定通知書」の決裁文書
- 文書3 平成27年11月4日付け法務省矯総第3801号「行政文書不開 示決定通知書」の決裁文書
- 文書4 平成28年2月23日付け法務省矯総第537号「行政文書不開示 決定通知書」の決裁文書